

信濃川の河川環境と水利使用の調和に関する覚書

十日町市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、信濃川中流域水環境改善検討協議会（以下「中流域協議会」という。）の議論を踏まえ、「信濃川の河川環境と水利使用の調和に関する覚書」を平成27年5月8日に締結し、乙は、これまでの間、信濃川の河川環境と乙の水利使用との調和を図るための調査及び地元との共生の取り組みを行ってきた。

今回、乙の信濃川発電所水利使用許可の更新にあたり、甲と乙は、信濃川の河川環境と乙の水利使用との調和を引き続き図るため、次のとおり覚書を交換する。

- 1 乙は、水利使用規則に従い、宮中取水ダムへの流入量が40m³/sを超える場合に限り、その超える部分の範囲内において水力発電に使用するため、宮中取水口より最大316.96m³/sを取水できるものとする。
- 2 乙は、乙の宮中取水ダムにおける放流を、前項の定めによるほか、河川環境及び河川の利活用を総合的に勘案し行うものとする。
なお、7月20日から9月10日までの間は、必要に応じて河川水温など河川環境に配慮した放流を行うものとする。
- 3 令和6年9月30日に発足した乙が主催する「JR信濃川発電所に係る河川環境検討会」を通じて、甲と乙は宮中取水ダム下流域における河川環境の維持・向上に取り組み、河川環境と乙の水利使用の調和を図るものとする。
- 4 乙は、甲と乙の信濃川発電所の共生のため、JR東日本発電取水総合対策市民協議会からの要望事項（平成22年3月19日付「要望書」）について、引き続き誠意をもって協議し、甲、乙が協力して必要な施策を実施するものとする。
- 5 甲と乙は、地域活性化に向けた取り組みや施策について、誠意をもって協議し、甲と乙の将来にわたる相互の発展をめざして、必要に応じた対応を行うものとする。
- 6 乙は、中流域協議会の議論に基づく河川環境調査に協力するものとする。
また、中流域協議会から放流に関する新たな意見が出された場合には、乙は意見を踏まえ、必要により見直しを行うものとする。

7 水利使用の許可の更新にあたっては、乙は、前項の調査等の結果を踏まえ、その内容を甲と真摯な協議のうえ、更新申請するものとする。

8 この覚書に定めのない場合、または覚書で定めた事項につき疑義が生じた場合には、その都度甲、乙誠意をもって協議するものとする。

平成27年5月8日締結の「信濃川の河川環境と水利使用の調和に関する覚書」を廃止するものとする。この覚書成立の証として、覚書2通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年6月12日

甲 十日町市
十日町市長 関 口 芳 史

乙 東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 喜 勢 陽 一